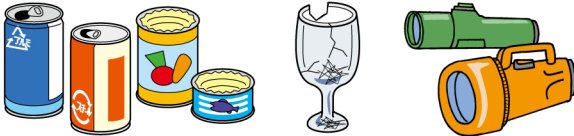
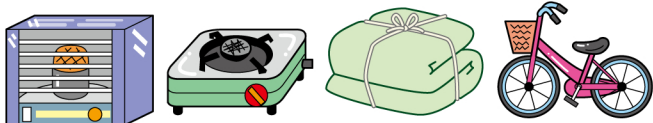


家庭ごみの分別

家庭から排出されるごみは、主に次のとおりに分別されます。
それぞれ、対象となる品目や出し方を確認しましょう。

もやせるごみ (可燃物)		P 2
もやせないごみ (不燃物)		P 3
プラスチック製 容器包装 (資源物)		P 4
ペットボトル (資源物)		P 5
びん 類 (資源物)	無色びん  茶色びん  その他色びん 	P 5
古 紙 類 (資源物)		P 6
粗 大 ご み		P 7
そ の 他 (収集・自己搬入 できないもの等)	・小型家電リサイクル法対象品（使用済小型家電） ・家電リサイクル法対象品（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機） ・資源有効利用促進法対象品（パソコン、充電式電池） ・不適物	P 8～13